



# 宮 崎 県 公 報

平成30年5月17日(木曜日) 第 2995 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( // ) 1
- 海岸保全区域の指定……………(農村整備課) 1

### 公 告

- 調理師試験の実施……………(衛生管理課) 2
- 製菓衛生師試験の実施……………( // ) 2

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 2
- 地籍調査に関する事業計画の決定……………(農村計画課) 3
- 地図及び簿冊の認証(6件)……………( // ) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(農村整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 6
- 入札公告……………6
- 企業局企業管理規程**
- 企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程……………7
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………8

## 告 示

### 宮崎県告示第 506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称            | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指 定年月日    |
|----------------|-----|-----------|-----------|
| 富高薬局GrandTsuno | 都農町 | 薬局        | 平成30年5月1日 |
| なないろ薬局岡富店      | 延岡市 | 薬局        | 平成30年5月1日 |
| たたら薬局          | 延岡市 | 薬局        | 平成30年5月1日 |
| フローラ薬局         | 延岡市 | 薬局        | 平成30年5月1日 |

### 宮崎県告示第 507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称            | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指 定年月日    |
|----------------|-----|-----------|-----------|
| 富高薬局GrandTsuno | 都農町 | 薬局        | 平成30年5月1日 |
| なないろ薬局岡富店      | 延岡市 | 薬局        | 平成30年5月1日 |

|         |     |    |           |
|---------|-----|----|-----------|
| てんとう虫薬局 | 宮崎市 | 薬局 | 平成30年5月1日 |
| たたら薬局   | 延岡市 | 薬局 | 平成30年5月1日 |

### 宮崎県告示第 508号

海岸法(昭和31年法律第 101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県農政水産部農村整備課及び宮崎県東臼杵農林振興局において、平成30年5月17日から同年6月6日まで一般の縦覧に供する。

なお、平成16年宮崎県告示第34号は、廃止する。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称

宮崎県日向灘沿岸南浦漁港海岸浦城地区海岸保全区域

#### 2 区域

宮崎県延岡市浦城町1128番地4の南西角に設置した標柱を基点とし、同点から全円方位角(以下「方位角」という。)118度24分43秒の方向へ10.24メートルの点をNo.0とし、同点から方位角118度46分4秒の方向へ3.319メートルの点をNo.1とし、以下同様の方法で次表に定めるところにより各点を取り、同表の番号順に各点を結び基点に帰る線で囲まれた区域

| 測点   | 全円方位角        | 距離      |
|------|--------------|---------|
| No.0 | 118° 24′ 43″ | 10.240m |
| No.1 | 118° 46′ 04″ | 3.319m  |
| No.2 | 118° 46′ 19″ | 5.801m  |
| No.3 | 127° 42′ 25″ | 0.339m  |

|       |              |          |
|-------|--------------|----------|
| No. 4 | 34° 10' 01"  | 174.110m |
| No. 5 | 304° 53' 42" | 7.040m   |
| No. 6 | 304° 53' 31" | 10.900m  |
| No. 7 | 303° 41' 56" | 3.550m   |
| No. 8 | 331° 58' 04" | 2.280m   |
| No. 9 | 209° 01' 12" | 27.320m  |
| No.10 | 214° 13' 40" | 47.620m  |
| No.11 | 213° 01' 22" | 40.920m  |
| 基点    | 213° 31' 51" | 61.490m  |

**公 告**

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定によ  
り、平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年 5 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日  
平成30年10月13日（土曜日）
- 2 試験の場所  
宮崎産業経営大学（宮崎市古城町丸尾 100番地）
- 3 試験時間及び試験科目

|    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 時間 | 午後 1 時30分から午後 3 時30分まで            |
| 科目 | 公衆衛生学 食品学 栄養学<br>食品衛生学 調理理論 食文化概論 |

- 4 受験願書の受付期間  
平成30年 5 月21日（月曜日）から 6 月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）
- 5 受験願書の提出先  
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料  
6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 試験事務の委任  
調理師法第 3 条の 2 第 2 項の規定により、調理師試験の実施に関する事務の一部を指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに委任する。
- 8 合格発表  
平成30年11月30日（金曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- 9 その他  
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管

理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第 4 条第 1 項の規定により、平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成30年 5 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日  
平成30年 7 月31日（火曜日）
- 2 試験の場所  
宮崎県庁附属棟（宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号）
- 3 試験時間及び試験科目

|    |  |
|----|--|
| 時間 | 午後 1 時30分から午後 3 時30分まで   |
| 科目 | 衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学<br>製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択） |

- 4 受験願書の受付期間  
平成30年 5 月28日（月曜日）から 6 月 8 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）
- 5 受験願書の提出先  
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料  
9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表  
平成30年 9 月14日（金曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- 8 その他  
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 5 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ日向店  
日向市大宇財光寺1791番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前） 3,333㎡  
（変更後） 4,703㎡
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地北側 79台

(変更後) 建物敷地北側 119台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場施設なし

(変更後) 建物北側 24台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 特に定めず運用

(変更後) 建物西側 60.00㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物南側 28.92㎡

(変更後) 建物南側 14.28㎡

建物西側 28.92㎡

合計 43.20㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所 建物東側

(変更後) 3箇所 建物東側及び北側

4 変更する年月日

平成30年12月21日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後3時まで

6 届出年月日

平成30年4月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年5月17日から平成30年9月18日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年5月17日から平成30年9月18日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に

より、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

| 調査を行う者  | 調査地域  |
|---------|---|
| 宮崎市     | 宮崎市大字本郷南方・郡司分・熊野・金崎・糸原・加江田・吉野・堤内・折生迫、清武町木原・今泉・船引・加納 |
| 都城市     | 都城市吉之元町   |
| 延岡市     | 延岡市川島町、北方町地番区域未、北川町川内名、北浦町三川内                       |
| 日南市     | 日南市大字風田・酒谷・富士・東弁分乙・伊比井                              |
| 小林市     | 小林市大字北西方・真方   |
| 日向市     | 日向市美々津町、東郷町山陰庚                                      |
| 串間市     | 串間市大字奈留・本城  |
| 西都市     | 西都市大字鹿野田  |
| えびの市    | えびの市大字末永  |
| 国富町     | 東諸県郡国富町大字八代南俣・深年                                    |
| 綾町      | 東諸県郡綾町大字入野  |
| 西米良村    | 児湯郡西米良村大字板谷   |
| 椎葉村     | 東臼杵郡椎葉村大字不土野・大河内                                    |
| 美郷町     | 東臼杵郡美郷町南郷上渡川  |
| 高千穂町    | 西臼杵郡高千穂町大字向山  |
| 五ヶ瀬町    | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡  |
| 南那珂森林組合 | 串間市大字都井・市木  |

2 調査期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西臼杵郡高千穂町

2 地籍調査を行った期間

平成22年2月1日から平成25年3月15日

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字押方の一部

4 認証年月日

平成30年5月2日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

平成25年9月1日から平成28年3月24日

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町山陰の一部

4 認証年月日  
平成30年5月2日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
平成30年5月17日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称  
日向市

2 地籍調査を行った期間  
平成25年9月1日から平成28年3月25日

3 地籍調査を行った地域  
日向市美々津町の一部

4 認証年月日  
平成30年5月2日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
平成30年5月17日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市

2 地籍調査を行った期間  
平成26年12月1日から平成29年3月9日

3 地籍調査を行った地域  
宮崎市清武町の一部

4 認証年月日  
平成30年5月2日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
平成30年5月17日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市

2 地籍調査を行った期間  
平成27年7月1日から平成29年1月30日

3 地籍調査を行った地域  
延岡市北浦町三川内の一部

4 認証年月日  
平成30年5月2日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
平成30年5月17日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称  
西臼杵郡高千穂町

2 地籍調査を行った期間  
平成28年6月1日から平成29年12月15日

3 地籍調査を行った地域  
高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

平成30年5月2日

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。  
平成30年5月17日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 岩 崎 善 典 | 都城市高崎町大牟田1152番地10 |
| 理 事 | 松 迫 初 郎 | 都城市高崎町大牟田2002番地 3 |
| 理 事 | 柿 木 勝   | 都城市高崎町大牟田2276番地 2 |
| 理 事 | 坂 元 伸 一 | 都城市高崎町大牟田4559番地   |
| 理 事 | 黒 木 拓 郎 | 都城市高崎町大牟田2302番地   |
| 理 事 | 小 野 籍 雄 | 都城市高崎町東霧島 316番地   |
| 理 事 | 江 藤 政 直 | 都城市高崎町縄瀬39番地23    |
| 理 事 | 福 重 算 敏 | 都城市高崎町縄瀬 781番地    |
| 理 事 | 蔵 元 芳 博 | 都城市高崎町縄瀬2811番地 1  |
| 理 事 | 山 崎 利 治 | 都城市高崎町笛水 302番地    |
| 理 事 | 東 明 義   | 都城市高崎町大牟田1804番地 1 |
| 理 事 | 岩 崎 数 雄 | 都城市高崎町大牟田1161番地 5 |
| 理 事 | 川 崎 健 一 | 都城市高崎町大牟田76番地     |
| 監 事 | 有 村 克 巳 | 都城市高崎町縄瀬4083番地 2  |
| 監 事 | 池 田 修   | 都城市高崎町江平2371番地    |
| 監 事 | 岡 元 洋 一 | 都城市高崎町大牟田 798番地 2 |

（任期：平成34年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 竹 元 忠 生 | 都城市高崎町笛水 145番地    |
| 理 事 | 岩 崎 善 典 | 都城市高崎町大牟田1152番地10 |
| 理 事 | 黒 木 拓 郎 | 都城市高崎町大牟田2302番地   |

|     |         |                   |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 坂 元 伸 一 | 都城市高崎町大牟田4559番地   |
| 理 事 | 松 迫 初 郎 | 都城市高崎町大牟田2002番地 3 |
| 理 事 | 小 野 籍 雄 | 都城市高崎町東霧島 316番地   |
| 理 事 | 山 下 重 綱 | 都城市高崎町繩瀬32番地 6    |
| 理 事 | 有 村 克 巳 | 都城市高崎町繩瀬4083番地 2  |
| 理 事 | 福 重 光 廣 | 都城市高崎町繩瀬1509番地 2  |
| 理 事 | 東 文 三   | 都城市高崎町江平2365番地    |
| 理 事 | 柿 木 勝   | 都城市高崎町大牟田2276番地 2 |
| 理 事 | 岩 崎 数 雄 | 都城市高崎町大牟田1161番地 5 |
| 理 事 | 川 崎 健 一 | 都城市高崎町大牟田76番地     |
| 監 事 | 荒 場 達 雄 | 都城市高崎町大牟田4646番地   |
| 監 事 | 小 川 信 夫 | 都城市高崎町繩瀬2799番地    |
| 監 事 | 奥 田 誠 一 | 都城市高崎町大牟田 737番地   |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 野 元 久 男 | 都城市高城町穂満坊2995番地 2 |
| 理 事 | 大井手 正 信 | 都城市高城町大井手93番地 1   |
| 理 事 | 藤 井 文 男 | 都城市高城町大井手1529番地口  |
| 理 事 | 落 合 和 弘 | 都城市高城町大井手 782番地 1 |
| 理 事 | 永 田 照 明 | 都城市高城町石山4096番地    |
| 理 事 | 東 郷 廣 志 | 都城市下水流町 367番地 4   |
| 理 事 | 中 竹 庄 市 | 都城市高城町穂満坊1757番地 2 |
| 理 事 | 宮 丸 勝 美 | 都城市高城町穂満坊3139番地   |
| 理 事 | 福 島 清 邦 | 都城市高城町穂満坊79番地     |

|     |         |                   |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 中 野 清 悟 | 都城市高城町大井手1472番地   |
| 監 事 | 重 信 利 行 | 都城市高城町大井手1369番地 2 |
| 監 事 | 山 下 正 巳 | 都城市高城町穂満坊3062番地   |
| 監 事 | 亀 澤 俊 男 | 都城市高城町桜木1357番地    |

(任期：平成34年3月31日まで)

#### 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 野 元 久 男 | 都城市高城町穂満坊2995番地 2 |
| 理 事 | 金 政 寅 美 | 都城市高城町大井手2301番地   |
| 理 事 | 税 所 哲   | 都城市高木町4824番地 5    |
| 理 事 | 大井手 正 信 | 都城市高城町大井手93番地 1   |
| 理 事 | 玉 利 福 視 | 都城市高城町大井手2614番地   |
| 理 事 | 藤 井 文 男 | 都城市高城町大井手1529番地口  |
| 理 事 | 内 山 弘   | 都城市高城町桜木1359番地    |
| 理 事 | 落 合 和 弘 | 都城市高城町大井手 782番地 1 |
| 理 事 | 大 浦 義 信 | 都城市高城町穂満坊3108番地   |
| 理 事 | 道 島 重 満 | 都城市高城町穂満坊3034番地   |
| 理 事 | 永 田 照 明 | 都城市高城町石山4096番地    |
| 理 事 | 東 郷 廣 志 | 都城市下水流町 367番地 4   |
| 監 事 | 重 信 利 行 | 都城市高城町大井手1369番地 2 |
| 監 事 | 山 下 正 巳 | 都城市高城町穂満坊3062番地   |
| 監 事 | 東 和 利   | 都城市高城町桜木1560番地 1  |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鶴毛・粉木土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 松 葉 他 人 | 日向市大字平岩4069番地 110 |

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 川 野 国 敏 | 日向市大字平岩3216番地    |
| 理 事 | 松 葉 勇 光 | 日向市大字平岩4553番地の 1 |
| 理 事 | 黒 木 和 男 | 日向市大字平岩4605番地 2  |
| 理 事 | 松 葉 高 美 | 日向市大字平岩4550番地のイ  |
| 理 事 | 松 葉 益 夫 | 日向市大字平岩4520番い号地  |
| 理 事 | 新 名 正 文 | 日向市大字平岩4929番地    |
| 理 事 | 溝 口 秀 樹 | 日向市大字平岩3211番地 3  |
| 理 事 | 安 藤 久 三 | 日向市大字平岩 257番地    |
| 理 事 | 川 野 榮   | 日向市大字平岩3160番地    |
| 理 事 | 甲 斐 光 幸 | 日向市大字平岩1581番地 1  |
| 監 事 | 糸 平 正 志 | 日向市大字平岩4506番地 3  |
| 監 事 | 黒 木 寶   | 日向市大字平岩3241番地    |

(任期：平成34年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 松 葉 他 人 | 日向市大字平岩4069番地 110 |
| 理 事 | 川 野 国 敏 | 日向市大字平岩3216番地     |
| 理 事 | 松 葉 勇 光 | 日向市大字平岩4553番地の 1  |
| 理 事 | 黒 木 和 男 | 日向市大字平岩4605番地 2   |
| 理 事 | 松 葉 高 美 | 日向市大字平岩4550番地のイ   |
| 理 事 | 松 葉 益 夫 | 日向市大字平岩4520番い号地   |
| 理 事 | 新 名 正 文 | 日向市大字平岩4929番地     |
| 理 事 | 溝 口 秀 樹 | 日向市大字平岩3211番地 3   |
| 理 事 | 安 藤 久 三 | 日向市大字平岩 257番地     |
| 理 事 | 川 野 榮   | 日向市大字平岩3160番地     |
| 理 事 | 甲 斐 光 幸 | 日向市大字平岩1581番地 1   |
| 監 事 | 糸 平 正 志 | 日向市大字平岩4506番地 3   |

|     |       |               |
|-----|-------|---------------|
| 監 事 | 黒 木 寶 | 日向市大字平岩3241番地 |
|-----|-------|---------------|

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                | 開発許可を受けた者の住所及び名称                             |
|-----------------------------------|--|
| 北諸県郡三股町大字樺山字下沖5213番、5223番、5213番 2 | 都城市栄町27号 2 番地 1<br>株式会社グリーン商事<br>代表取締役 徳留 良弘 |

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年5月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 名称 宮崎交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守委託
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)に係る入札を実施する。入札金額は、調達物品及び保守内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料及び保守委託料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号及び同項第5号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

2 契約に係る特約事項

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準

等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

- (2) 過去5年間に於いて、全国警察に本システムを開発した実績を有する者であること。
- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(5)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (7) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

#### 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届(別記様式1)を平成30年6月22日(金)午後5時までに下記11の場所に提出(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。

また、当該書類を郵送(郵便にあつては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成30年6月22日(金)午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出(土曜日及び日曜日を除く。)すること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこ

れに応じなければならない。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年5月17日(木)から平成30年6月25日(月)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年5月17日(木)から平成30年6月22日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成30年6月26日(火)午後1時30分
- (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。

#### 8 入札保証金

宮崎県財務規則第100条の規定による。

#### 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

#### 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Miyazaki Traffic Control system Equipment, 1set
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 22 June, 2018
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.  
TEL:0985-31-0110

## 企業局企業管理規程

企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年5月17日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

### 宮崎県企業局企業管理規程第4号

#### 企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員安全衛生管理規程(昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後        |       |     |            |         |        |                             |       |  |
|---|------------|-------|-----|------------|---------|--------|-----------------------------|-------|--|
| <p>(健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 健康管理医は、別表第1の左欄に掲げる局本庁又は事務所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある医師をもって充てる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>副局長（総括）は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第20条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、副局長（総括）が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>別表第1（第10条、20条関係）</p> <p>健康管理医管轄区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">管轄事業所</th> <th style="text-align: center;">健康管理医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局本庁</td> <td>健康管理センター医師</td> </tr> <tr> <td>北部管理事務所</td> <td>日向保健所長</td> </tr> <tr> <td>企業局組織規程第19条の規定により設置される建設事務所</td> <td>別に定める</td> </tr> </tbody> </table> | 管轄事業所      | 健康管理医 | 局本庁 | 健康管理センター医師 | 北部管理事務所 | 日向保健所長 | 企業局組織規程第19条の規定により設置される建設事務所 | 別に定める | <p>(健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 健康管理医は、<u>医師のうちから、企業局長が委嘱した者</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第20条 健康診断は、<u>第10条第2項で委嘱した健康管理医</u>が実施する。ただし、副局長（総括）が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>別表第1 削除</p> |
| 管轄事業所   | 健康管理医      |       |     |            |         |        |                             |       |  |
| 局本庁   | 健康管理センター医師 |       |     |            |         |        |                             |       |  |
| 北部管理事務所   | 日向保健所長     |       |     |            |         |        |                             |       |  |
| 企業局組織規程第19条の規定により設置される建設事務所   | 別に定める      |       |     |            |         |        |                             |       |  |

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第11号**

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成30年5月17日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種 類    | 警備業務の区分 | 講 習 の 実 施 日                             | 定員  |
|--------|---------|---|-----|
| 新規取得講習 | 2号警備業務  | 平成30年8月20日（月）から8月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。） | 30人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第

23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提 出 日 時   |
|---------|---|
| 2号警備業務  | 平成30年6月25日（月）から7月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで |



## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

## (7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

## (1) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

## (ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

## (エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

## (オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類    | 警備業務の区分 | 手数料     |
|--------|---------|---------|
| 新規取得講習 | 2号警備業務  | 38,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|